

令和7年度 公文書開示（9月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7. 8. 1	R7. 9. 19	R5都庁第二本庁舎建物清掃委託（その1） 総合評価に係る技術提案書一式（落札業社） R6都庁第二本庁舎建物清掃委託（その2） 総合評価に係る技術提案書一式（落札業社）	0		1			1	1	1			1				（7条1号）本件文書は第三者の著作物であり、かつ、未公表の著作物に該当するものであり、著作権者から開示に同意しない旨の意思表示があったことから、著作権法第18条第3項第3号の規定により公表することができないため （7条2号）作業責任者等の氏名や経歴等は、特定の個人を識別できるものであるため （7条3号）本件文書は第三者である提案事業者が作成した事業計画・導入設備仕様が含まれ、その提案内容は事業者が積み重ねてきた事業者独自の技術、ノウハウが反映されている情報と認められることから、その内容を公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため （7条6号）本件文書は第三者である提案事業者独自の技術、ノウハウが反映されている情報である。当該内容を公にした場合、都にとって有益な提案書の提出がためらわれるようになるほか、同種事業へ波及するおそれがあり、公にすることにより、都に対する信頼が失われ、契約業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	財務局建築保全部 庁舎管理課
2	R7. 9. 2	R7. 9. 16	庁内案内業務等委託（令和7年1月15日付6財経二契第703号の2）に係る以下の書類 ・委託契約書 ・契約締結決定等通知書 ・入札経過調書 ・指名競争入札による契約の締結について（庁内案内業務等委託）（令和6年12月10日付6財経二契第703号の2） ・指名競争入札による契約について（庁内案内業務等委託）（令和6年11月22日付6財経二契第703号） ・契約締結請求書 ・庁内案内業務等委託（令和6年12月10日付6財経二契第703号の2）	95		1							1	1	1			（7条4号）公にすることにより、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため （7条6号）業務外の問い合わせ等への対応により業務に支障を及ぼすおそれがあるため （7条5号）具体案件の選定経過に係る情報を公表することで、都の選定方法への異議・要望等、今後の選定経過における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、他案件にも影響があるため （7条6号）当該情報が公になることにより、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	財務局建築保全部 庁舎管理課
3	R7. 9. 9	R7. 9. 22	令和7年度無痛分娩費用助成事業審査及びコールセンター運営業務委託（単価契約）物品買入れ等指名業者選定委員会議案	4		1								1	1			（7条5号）具体案件の選定経過を公表することで、都の選定方法への異議・要望等、今後の選定過程における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、他案件にも影響があるため （7条6号）入札参加者の選定経過を公にすることで、競争入札における公平性が損なわれ、契約事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	財務局経理部契約 第二課
4	R7. 7. 31	R7. 9. 22	土壌汚染対策に係る費用負担額の支出について（令和5年4月21日付5財財活第71号）	7		1									1			（7条6号）業務外の問い合わせ等への対応により業務に支障を及ぼすおそれがあるため	財務局財産運用部 活用促進課
5	R7. 9. 17	R7. 9. 24	令和6年4月建築工事積算標準単価（歩掛） 令和6年4月建築工事積算標準単価（材料単価情報）	1,240		1												財務局建築保全部 技術管理課	
6	R7. 7. 31	R7. 9. 24	公営企業会計支出金の支出について（令和5年4月3日付5財主議第2号）	6		1									1			（7条6号）業務外の問い合わせ等への対応により業務に支障を及ぼすおそれがあるため	財務局主計部議案 課
7	R7. 8. 1	R7. 9. 29	①令和7年4月10日付警視庁担当者から財務局担当者宛メール ②同年5月14日付警視庁担当者から財務局担当者宛メール ③同年5月15日付財務局担当者から警視庁担当者宛メール ④同年5月15日付警視庁担当者から財務局担当者宛メール ⑤同年5月16日付財務局担当者から警視庁担当者宛メール ⑥同年5月16日付警視庁担当者から財務局担当者宛メール	19		1				1			1	1				（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条6号）不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せが大量又は無差別に行われるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （7条5号）契約に関する検討に係る情報であり、公にすることで特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるため 契約に関する情報であり、公にすることにより今後の発注に当たり公平性・公正性が損なわれるおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （7条6号）契約に関する検討に係る情報であり、公にすることで特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるため	財務局経理部総務 課
8	R7. 8. 1	R7. 9. 29	旧公告に基づき配付された仕様書（以下「旧仕様書という。」）の決定経緯を示す一切の公文書の財務局分					1										開示請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。	財務局経理部総務 課
9	R7. 8. 1	R7. 9. 30	旧公告による入札にあたり、東京都の予算を割り振るにあたり検討した内容（どのような性能を有する回転翼航空機（ヘリコプター）を想定して予算を獲得し、又は執行する旨の判断が行われたか）に関する一切の公文書					1										財務局が予算編成過程において、内部的な審議・検討に関する情報として取得した資料については、予算の調製が終了した時点で廃棄しているため存在しない。また、当該回転翼航空機（ヘリコプター）の予算を執行する旨の判断が行われたかに関する文書については、財務局では作成及び取得しておらず、存在しない。	財務局主計部財政 課

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜(根拠規定) 条例7条＞
・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞について
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記場合があります。